

(健Ⅱ582F)

令和3年3月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布等について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が令和3年3月22日に公布され、令和3年4月1日から施行される旨、厚生労働省より各都道府県知事あて別添の通知がなされましたのでご連絡申し上げます。改正の概要は下記の通りです。

本件は、定期の予防接種について、対象者の期間内に接種を受けられなかったと認める特別の事情に、災害またはワクチンの大幅な供給不足が発生したこと、これに類する事由により予防接種を受けることができなかったと認められるものを加えることとするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

■ 予防接種法施行規則の一部改正

定期の予防接種について、対象者の期間内に接種を受けられなかったと認める特別の事情に、災害またはワクチンの大幅な供給不足が発生したこと、これに類する事由により予防接種を受けることができなかったと認められるものを加えること。（第2条の6関係）

■ 予防接種実施規則の一部改正

児童福祉施設に入所等している被接種者について、長期間にわたり当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないときに当該児童福祉施設の長等から同意を得ることができるとしているところ、長期間にわたりという要件の削除。（第5条の2第2項関係）

健発 0322 第 11 号
令和 3 年 3 月 22 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布
について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 51 号）が本日、別紙のとおり公布され、本年 4 月 1 日から施行されることになっております。

別添のとおり、各都道府県を通じ周知いたしましたので、お知らせいたします。

健発0322第10号
令和3年3月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」
の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第51号）が本日、別紙のとおり公布され、本年4月1日から施行されることになっています。これらの改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」及び「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）については、別途改正の上、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

第一 改正の概要

1 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の一部改正

定期の予防接種について、対象者の期間内に接種を受けられなかったと認められる特別の事情に災害又はワクチンの大幅な供給不足が発生したこと、これに類する事由により予防接種を受けることができなかったと認められるものを加えること。（第2条の6関係）

2 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の一部改正

児童福祉施設に入所等している被接種者について、現行規定では、長期間にわたり当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないときに当該児童福祉施設の長等から同意を得ることができるとしているところ、長期間にわたりという要件を削除すること。（第5条の2第2項関係）

第二 施行期日

これらの改正は、令和3年4月1日から施行すること。

○厚生労働省令第五十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
（予防接種法施行規則の一部改正）
第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の事情） 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一、三（略） 四、災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）	（特別の事情） 第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一、三（略） （新設）

第二条 予防接種実施規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（説明と同意の取得） 第五条の二（略） 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。	（説明と同意の取得） 第五条の二（略） 2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

健発0322第13号
令和3年3月22日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとし、令和3年4月1日から適用することといたしましたので、別添のとおり、各都道府県を通じ周知いたしました。貴会会員に対しても、御協力いただけるよう要請をお願いいたします。

健発0322第12号
令和3年3月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第51号）の公布に伴い、以下の点について所要の改正を行うもの。

- ・ 長期療養特例の規定の対象に、大規模災害等によりやむを得ず接種機会を逃した場合を追加すること。
- ・ 児童福祉施設等に入所している者等について、児童福祉施設の長等が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により保護者の同意の有無を確認することができないときは、保護者に代わり当該児童福祉施設等の長等が同意できることとされているところ、「長期間にわたり」という要件を削除すること。

2 施行期日

令和3年4月1日

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1 ～ 1 0 （略） 1 1 （略） さらに、児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱については、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成 27 年 12 月 22 日健発 1222 第 1 号・雇児発 1222 第 5 号・障発 1222 第 2 号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。 また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。 ア～ウ （略） 1 2 ～ 1 9 （略） 2 0 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 （1）ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第 2 条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、（2）の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができない	第 1 総論 1 ～ 1 0 （略） 1 1 （略） さらに、児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱については、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成 27 年 12 月 22 日健発 1222 第 1 号・雇児発 1222 第 5 号・障発 1222 第 2 号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。 また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの<u>長期間にわたり</u>当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。 ア～ウ （略） 1 2 ～ 1 9 （略） 2 0 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 （1）ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第 2 条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、（2）の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができない

かったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して１年）を経過する日までの間（（３）に掲げる疾病については、それぞれ、（３）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。 （２）特別の事情 ア～ウ （略） エ <u>災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。</u> ） （３）～（５） （略） ２１～２４ （略） 第２ 各論 （略）	かったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して１年）を経過する日までの間（（３）に掲げる疾病については、それぞれ、（３）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。 （２）特別の事情 ア～ウ （略） （新設） （３）～（５） （略） ２１～２４ （略） 第２ 各論 （略）
---	---